

る限りのお手伝いをさせていただきたくので、遠慮なくお申し付けいただきたいと思います。

また、庁舎内でのエレベーターの設置は、費用面、耐震面から、その可能性は低いものと考えております。ただし、エレベーター棟を増築して設置できるケースも考えられますので、費用、耐震性そして今後の庁舎整備に関する計画により検討して参りたいと思います。

Q2 役場1階に身障者・高齢者への案内窓口を設けてはどうか。

答 (吉田総務課長) 1階市民課窓口には、総合案内のプレートを掲げ、すべてのお客様に対応できるように心がけております。

また、実際に専用窓口を設けることについては、フロアーの面積も限られておりますので、空いている窓口カウンターを随時ご案内して、対応させていただきたいと思えます。



役場 玄関ホール

館林久宜議員

問 コミュニティスクールについて

Q1 文部科学省は、学校評議委員会に代わりコミュニティスクール(学校運営協議会)の設置を努力義務とした。

これを受け、当町においてもコミュニティスクールが設置されたというが、今までの学校評議委員会との違いが明確でないように感じる。今後これをどのように作り上げていくのか執行部の方針を伺う。

答 (堀部教育長) 当町では地域に開かれた学校づくりをするために、今までの学校評議員制度に変えてコミュニティスクール(学校運営協議会)制度を導入しました。

この制度は保護者や地域の方が学校運営に参画することにより、そのニーズを学校運営に反映させるとともに、学校の応援団として組織化していくことを考えています。

この組織化というのは、これまで学校は地域のボランティアの方に活動いただいています。これをコミュニティスクールという組織の中で、より多くの地域の方に協力いただき、学校と地域が手を取り合せて、子どもたちを育てていこうとするものです。今後、地域と共にあ

る学校づくりをめざす、コミュニティスクールの充実に努めていきたいと思えます。

問 森林管理制度について

Q1 森林環境譲与税の主な使用道のひとつが、森林管理制度であると聞く。この制度においてまず行うべきは、町内の森林所有者に対し、森林経営の意欲の有無を確認する意向調査である。来年度以降の調査の計画を聞きたい。また、意向調査後には、町が管理を担う森林が多くなると推察されるが、それを主体となつて進めていく職員の配置が必要ではないかと思うが、その予定や考えについて伺う。

答 (後藤農林課長) 新たな森林管理制度は、林業の成長産業化と森林資源の適切な管理の両立を図るため、平成31年4月から開始となりました。

新たな仕組みにおいては、森林所有者に適切な森林管理を促すため、適時に伐採、造林、保育を実施するという森林所有者の責務を明確化し、自らが森林管理できない場合には、その森林を町に委ねていただきます。採算ベースにのる森林においては、意欲と能力のある林業経営者に経営を再委託するとともに、地理的条件から見て採算ベース

での森林管理を行うことが困難な森林等については、町が公的に管理を行うこととなります。

この仕組みの下で町が行う公的な管理としての森林整備や、所有者の意向調査、境界確定、人材育成、担い手の確保などの制度を円滑に機能させるための取組に、財源として森林環境譲与税を当ててまいります。

ご指摘の意向調査につきましては、当町の森林面積の内、整備の対象となるのは、私有林の人工林約5,333haと大変多くあります。

来年度は、手始めに水源地区の指定がある一部区域を選定し、モデル地区として意向調査から森林整備までを試行的に実施できないかと考えております。

また、職員の配置につきましては、取組の中から事務量などを検討し、配慮していきたいと思えます。



山林

問 タイムライン(防災行動計画)について

Q1 風水害等から住民自らが危険を回避するために有効なのが、住民による住民向けのタイムラインの作成である。

自主防災組織の活動のひとつとして、防災リーダーを中心としたタイムライン作成の取り組みをしてはどうか伺う。

答 (山田防災安全室長) タイムラインは、発生の前から予測できる災害に対し、災害による犠牲者ゼロを目指し、いつ、誰が、どう行動するのか、明確にしておく防災行動計画です。

自主防災組織や自治会などで作成されますタイムラインについては、住民の自発的な早期避難体制の確立を図る上で非常に有効なものであります。

また、作成過程やタイムライン自体が、周辺住民同士の連携強化につながるとともに、災害に対する理解を深める効果があると思えます。

今後、関係専門機関や町内の防災士・防災リーダーとの連携を図りながら、住民による住民向けのタイムライン作成を推進していきたいと思えます。

